

平成28年10月24日

第76回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市ふるさと納税管理システムの構築  
について

(行財政局)

神行主税第 1634 号  
平成 28 年 10 月 20 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市ふるさと納税管理システムの構築について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：行財政局主税部税制課

神戸市ふるさと納税管理システムの構築について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【電子計算機処理される項目】

- ・氏名
- ・生年月日
- ・住所
- ・性別
- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・寄附金額
- ・納付方法
- ・寄附金の使途
- ・返礼品
- ・確定申告の予定の有無
- ・市ホームページへの氏名掲載希望
- ・受付整理番号
- ・申込日
- ・申込種別
- ・納付書発送日
- ・受納書発送日
- ・決済日
- ・入金日
- ・調定番号
- ・決裁番号
- ・返礼品発注日
- ・その他意見

## 神戸市ふるさと納税管理システムの構築について

### 1. 趣旨・背景

当市では、平成25年9月からふるさと納税寄附者へ返礼品贈呈を開始しているが、各種媒体を活用したPRの効果や、平成27年度税制改正等により、寄附件数が大幅に増加した。

現在、統合管理PCによりExcelを使用して寄附情報や返礼品発注業務を行っている。しかしながら、現状のツールでの情報管理はすでに限界に達しており、日々の業務に支障を来している状況にある。今まで以上の寄附件数の増加に対応するには、より正確かつ効率的に管理可能な安定したシステムの導入が必須となっている。

専用システムの構築により、各種書類の発送や返礼品の発注を容易かつ正確に実施し、管理番号等を使用した情報管理をすることで、個人情報保護及び業務負担の軽減を図る。

### 2. 概要

ふるさと納税管理システムは、ふるさと納税の総合的な運営を実現できるシステムである。

- (1) システム上に寄附者の情報を登録（寄附申込サイトからの寄附情報のインポート、又は紙申請の寄附情報を手入力）することで寄附者の情報管理を行う。
- (2) 寄附受納書等各種帳票の印刷や、書類の発送状況等の管理を行う。
- (3) 月毎の申請件数等、各種分析を行う。

### 3. 導入の効果

- (1) 「ふるさとチョイス」の寄附申込受付フォームと連携することで、寄附者情報の入力の負担を軽減する他、誤入力を防止できる。
- (2) 現在、統合管理PCより手作業で作成している受納書等各種帳票が、システム上で作成可能となり、寄附者に対し、より迅速・正確な受納書発送が可能となる。
- (3) 入金処理後、一定期間が経過しても発注されていない場合は通知がでるため、返礼品の発注管理が容易になり、返礼品をより迅速・正確に配送することが可能となる。

### 4. システム登録件数

約25,000件

内訳) 平成27年度申込件数 約5,000件

平成28年度申込見込み 約5,000件

以降、毎年約5,000件の登録を見込み、保存年限は5年とする。

## 5. スケジュール

～平成28年11月 システム開発業者と委託契約

平成28年12月 システム利用開始

## 6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

### (1) システム上の保護

- ① 個人情報に係るデータについては、端末機には保存されず、ICカードキー及び監視カメラにより入退室制限が厳重に管理され、耐震性・無停電環境の確保されたデータセンター内に設置するサーバで一括管理する。
- ② システム環境は、ファイアウォールの設置、ウイルス対策等のセキュリティ対策を施す。ウイルス対策ソフトは、自動更新により最新のパターンファイルが適用できるようインストール及び設定し、ウイルス感染による情報漏洩を防止する。
- ③ 業務端末機からデータセンターへのデータの通信手段としてIP-VPN回線を使用する。個人情報の入力画面及びログイン後の画面においては、全てSSL通信対応とし、個人情報の保護、データの改ざん防止等について十分考慮する。
- ④ 端末機の操作に当たってはIDとパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ⑤ 職員が各情報の登録、変更、削除、インポート、エクスポートなど情報に影響を与える処理を行う場合は、操作履歴を保管する。

### (2) 運用上の保護

- ① システムの利用及びデータの取扱いは、関係職員に限定する。
- ② 保存年限（5年）を経過したデータは、完全に消去・廃棄し、復元できない状態にする。
- ③ 個人情報の適正な取り扱いを確保するため、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

ふるさと納税管理システム概要図  
(導入後)

